

駐車規制及び駐車許可制度の運用の見直しに関する意見

1. 意見応募の経過と意見の要旨

東京路線トラック協議会は旧道路運送法が施行された翌年の昭和28年1月、東京都内に事業所を置く特別積合せ貨物運送事業者が集まり、ダンピング競争による輸送品質低下の改善、認可運賃の適正収受と輸送秩序の維持、集配作業の効率化、安全運行の確保などを推進する業界団体として設立、以来53年間、その時々問題となった環状七号線沿線の騒音・排ガス対策など環境負荷の小さい輸配送、繁華街地区における物流効率化及び駐車問題などに挑戦し、地域住民、警察、国土交通省（旧運輸省）と提携しながら、その都度大きな成果を残して今日に至っております。

今回の改正道路交通法により駐車違反の取締りが民間監視員に委託されたことに伴う実質的な取締り強化は、都市中心市街地の集配業務に大きな影響を与えると共に、労働集約型産業の根本である従業員の雇用や定着率など労務環境にも甚大な影響を与えております。当協議会は、同法施行直後に荷捌き駐車対策特別委員会（以下、特別委員会という）を設置、同法の主旨に則った順法とその課題等への対応について調査・議論を重ね、次の5項目の早期実施を会員総意の意見書として提出いたします。

駐車許可の申請事務は全国共通の書式と細目を含む統一基準を国民に公表すると共に、当日申請・当日許可に改めること。また急な引越、短時間で済む単身引越しなどは警察署又は交番に届ければ足りる運用に改めること。

駐車規制は全国共通の統一基準を適用して、繁華街・商店街地区における集配貨物車（営業ナンバー限定）に対する駐車規制の適用除外又は時間制限駐車区間規制（タイムシェアリング）の運用に改めること。

道路管理者が設置したトラックベイに駐車して荷捌きする集配貨物車（営業ナンバー限定）は、全国共通の統一基準を適用して駐車規制の適用除外の運用に改めること。短時間荷捌きスペースとして、路上の貨物車用パーキングメータの増設と30分無料又は30分以内の課金単位制に改めること。

荷捌き駐車指導及び交通安全指導を行う団体・組織の自主共同パトロール車は、地域防犯を兼ねた活動が展開できることから、その旨の申請に対して青色回転灯の装備を認める運用に改めること。

2. 意見書提出の経緯と理由

(1) 駐車許可申請の事務手続き簡素化等について

引越作業に際しては、車両の前後にカラーコーンを立てて安全措置を講じた作業を行っておりますが、短時間で済む単身引越であっても運転者が僅かに車両を離れた間に放置駐車違反の取締りを受けております。当協議会は、短時間で済む引越車両については、宅配荷物又は路線貨物の集配貨物車と同様の運用に変更していただくことを強く要望いたします。

数時間を要する引越しは申請事務手続きの簡素化として次の意見を申し述べます。

申請から許可の日数を24時間以内に短縮していただきたい。特に引越先(以下、着地という)における許可申請は、お客様の都合で前日乃至2日前になることもあり、許可書交付前に引越貨物車が到着することになったり、着地の許可を待つために旧住所(以下、発地という)の出車を停めることになるなど、業務に大きな支障が出ております。

発地で申請・許可を受けた引越は、全国共通の運用を適用して着地管轄の警察署又は交番に提示すれば足りる運用に早急に改めていただきたい。

発地と着地で許可申請することは、事務手続きのために二度三度と警察へ出向くことになり、専任の担当者を配置する必要に迫られる。事務負担軽減と無駄な経費削減のために電子申請システムの導入を早期に実現していただきたい。

(2) 営業ナンバー集配貨物車に対する駐車規制の適用除外等について

特別積合せ貨物運送事業者の集配貨物車は、在庫を持たない流通形態が定着して増加傾向にある小口多頻度の宅配荷物・路線貨物の集配に対応していること、不特定多数のお客様の当日発送・当日配達に対応する物流インフラ機能を担っていること、路外の荷捌き施設から台車搬送することが困難な長尺物・大型複数口の貨物を混載していること等の特性を持つネットワーク事業の第一線部隊であり、事業者の努力のみで路上荷捌きを根絶できない実情にあります。当協議会の会員は二人乗り集配、時間貸し駐車場の利用、台車集配部隊の増強など放置駐車違反回避の対策として、6月から9月の4ヶ月間に集配貨物車約17,000台に7億4900万円を投じております。その一方で、会員が放置駐車違反の取締りを受けた件数は6月以降11月末の累計で首都圏内851件(東京都内の内数745件)であります。また集配業務に与えた影響として、ドライバー応募の減少又は入社を拒否されたと答えた会員は11%、その他サービスの低下25%、駐車場所を探す無駄な走行が増加した21%などの回答が寄せられ、生活関連物資輸送の基幹産業である事業経営を大きく圧迫しております。

当協議会は、荷捌き施設が不足する都市中心市街地の荷捌き集配貨物車に対して、法定駐停車禁止場所でないこと、通過交通のための車線が敷設されていること、業界の具体的且つ組織的な継続指導が期待できることを全国共通の条件に、営業ナンバー集配貨物車の短時間荷捌きについて駐車規制の適用除外を強く要望します。

(3) トラックベイで荷捌きする営業ナンバー集配貨物車の駐車規制適用除外について

トラックベイは、道路管理者が路上に設置する短時間荷捌き施設と解釈されます。然しながら今回の道路交通法改正に伴い、5分以内の貨物の積み卸しであっても運転者が車両を離れているときは取締りを受けております。トラックベイを使った荷捌きは概ね20分乃至30分の短時間です。

当協議会はトラックベイに駐車する営業ナンバー集配貨物車の短時間荷捌きについて駐車規制の適用除外を強く要望します。

(4) 短時間荷捌き用パーキングの増設と課金変更について

路上に設置の貨物車用パーキングメータは東京23区内を中心に増設され、荷捌きに配慮していただいております。然しながら、乗用車に占有されることが多く、また60分単位の課金であることから必ずしも利便性向上につながっておりません。会員対象の調査では、31%が利用しないと答え、その理由には短時間荷捌きだから33%、30分無料にして欲しい31%、課金は15分単位28%、同20分単位17%、同30分単位40%となっており、85%の会員が30分以内の課金単位を希望しております。

当協議会は36%の会員が要望する路上貨物車用パーキングの更なる増設と同所に駐車する営業ナンバー貨物車以外（自家用を含む乗用車等）の取締り強化、及びパーキングメータ課金単位を20分乃至30分以内に改めることを強く要望します。

3. 意見提出に伴う業界の役割と責任

今回の駐車取締り改正は、交通混雑の緩和と交通事故防止など環境改善の社会的問題と、国民生活の基本である産業活動・消費行動を支える集配貨物車荷捌きに関する都市内物流効率化の問題との調和を図る極めて重要な問題であると認識しております。そうした認識の下に立ち上げた特別委員会は、今後も調査・研究と議論を踏まえながら整理した課題（前記2.意見書の項参照）を交通管理者、道路管理者と協議しながら解決策を見出す作業を進め、適正な荷捌き駐車秩序維持の仕組づくりを進める所存であります。

当協議会の自主共同パトロール事業は、昭和34年（1959）から運転マナー向上と適正な荷捌き駐車指導啓蒙を毎月継続して今日を迎えた歴史と実績を有しております。至近な例では柏駅東口共同荷捌き帯の維持管理組織として、古くは環状七号線のトラック走行車線の指導、東京都中央区日本橋横山町繊維問屋街地区及び吉祥寺駅北口商店街地区等における駐車秩序維持の自主共同パトロール事業を展開して来ましたが、また東京都足立区役所と商店会が主導するJR北千住駅西口駅前通りの時間制限駐車区間規制（タイムシェアリング）に参画、継続した自主共同パトロール組織として活動することを決定しております。更に次年度は会員が所有する指導車の派遣を得た事業拡大を計画し、年明け早々にテスト運用を開始することで協議が整っております。こうした取り組みは会員各社にある種の負担が生じることとなりますが、安心・安全な地域社会の実現と都市内物流効率化との調和を図る社会的責任（CSR）と認識しております。

そうした日常の活動に対して東京都や千葉県などは子供や認知症高齢者等の救護・見守り防犯ネットワーク活動への参加を要望し、業界としてこれに協力しております。従って、当協議会の自主共同パトロール事業は荷捌き駐車指導など運行安全の指導の他、自治体の進める防犯ネットワーク活動に協力する役割も兼ねております。今回の意見書の主旨から外れますが、防犯活動を兼ねる自主共同パトロールの指導車にも青色回転灯の装備を認める弾力運用に改めていただきたい。

4. 結 論

東京路線トラック協議会は、無秩序な駐車違反車両による交通渋滞と交通事故を削減する道路交通法改正の趣旨に賛成しております。然しながら、路外駐車施設利用が可能な乗用車と、都市内物流のパイプライン機能を有する公益性の高い荷捌き車両を一括りにした現状の駐車規制・違反取締りは極めて不公平な取扱であると共に、快適な国民生活や国際競争力を必要とする都市機能を大きく後退させるものと考えております。

貴庁にあっては、安心・安全な交通施策の実現、交通渋滞や事故のない環境に優しい地域社会づくり、国民生活に直結した物流インフラを支えるトラック輸送の社会機能と効率的な荷捌きの調和に向けて、当協議会が主張する意見を最大限に採用していただきたくお願い申し上げます。

意見提出者名

東京都中央区新富二丁目5番10号 新富ビル7階

東京路線トラック協議会 会長 有富 慶二

荷捌き駐車対策特別委員会 委員長 林 勝利

電 話 (0 3) 3 5 5 2 - 3 3 4 5

F A X (0 3) 3 5 5 2 - 3 3 4 8

U R L <http://torokyo.gr.jp>

以上